

松阪市市民活動センター



<終了>〈松阪市市民活動センター〉おススメ講座：あれば安心！任意団体の規約作り方とメリッ

 [通常ページへ戻る](#)

掲載日：2018年1月9日更新

ツイート

いいね！ 0

シェア

LINEで送る

あれば安心！ 任意団体の規約の作り方とメリット

～ この講座は終了しました ～

ご参加いただいた皆さまありがとうございました。

松阪市市民活動センター 主催 お申し込み要

任意団体^の規約作り方とメルिट

と き 2018 年 2 月 17 日(土)
10:30~12:00

と ころ 松阪市市民活動センター
松阪市日野町 788 カリヨンプラザ 3F

参加費 無料

定 員 20 名程度
※お早めにお申し込みください。

規約が作れない任意団体も多いですが、本当にそれでいいのでしょうか？
規約にはリスクマネジメントの側面もあります。
市区町村も積極的にサポートをせるために規約の持つ意味とメルिटを解説します。

講師
芳野経世
コンサルタント
松田 貴氏



- ・特定支援協議会加盟士・行政書士
- ・三重県青年社会福祉協議会 会長
- その他にも、日本赤十字社松阪市地域奉仕団の委員、松阪市の民生委員・児童委員などとも密に、地域実態活動を通じて自身の所属の課題・ニーズを遂行している。

お申込み・お問合せ

参加ご希望の方は事前にお申込みをお願いします。メール、お電話、FAXで受付けます。下記の「申込欄」の内容をスタッフにお伝えください。**センター登録団体**は必ず登録番号と団体名をお伝えください。



お申込み

FAX 申込欄

FAX 0598-25-3803

※切取り取らずにそのまま送係してください。

お名前	姓 名 氏 名 ※松阪市市民活動センターの登録団体記入してください。
連絡先	団 体 名 ※松阪市市民活動センターの登録団体記入してください。

法人格を持たない任意団体の中には「規約を持たない団体」もあります。

でも、本当にそれで良いのでしょうか？ 規約には「リスクマネジメント」の側面もあります。

市民活動を組織的に継続させるために規約の持つ意味とメリットを解説します。

日時

2018年2月17日（土曜日） 10時30分～12時00分

場所

松阪市市民活動センター
(松阪市日野町788 カリヨンプラザ3F)

参加費

無料！

定員

20名程度

※定員になり次第、受付を終了いたします。お早めにお申し込みください。

講師

労務経営コンサルタント

特定社会保険労務士・行政書士

日本赤十字社 松阪市地域奉仕団 委員長

松田 貴 氏

【講師プロフィール】

松田 貴 （マツダ タカシ）

・特定社会保険労務士・行政書士

・三重県年金受給者協会 会長

その他にも、日本赤十字社松阪地域奉仕団の委員長

松阪市の民生委員・児童委員なども務め、

地域貢献活動を通じて自身の知識・スキルを還元している。

お申し込み・お問い合わせ

講座にご参加いただくには事前にお申し込みをお願いします。

メール、お電話、ファックスにて受け付けます。

以下の内容を当センターにお伝えください。

・お名前

・ご連絡先

・団体名（センター登録団体は必ずお伝えください）

・登録番号（登録番号をお忘れの場合はその旨をお伝えください）

メール katsudou@ma.mctv.ne.jp

電話 0598-26-0108

ファックス 0598-25-3803

チラシのダウンロード

[あれば安心！任意団体の規約の作り方とメリット チラシ \[PDFファイル／1009KB\]](#)

このページに関するお問い合わせ先

[市民活動センター](#)

〒515-0084 松阪市日野町788 カリヨンプラザ3階

代表 Tel：0598-26-0108 Fax：0598-25-3803

[メールでのお問い合わせはこちら](#)